

# 学校いじめ防止基本方針

## 吉野川市立川島中学校

### 1 指導目標

- (1) 生徒一人ひとりが規律ある基本的生活習慣を身につけ、節度ある学級集団・学校集団をつくる。
  - (2) 生徒と教師の温かい人間的ふれあいを深め、生徒個々の理解を進め、不適応生徒の解消に努める。
  - (3) 生徒会専門委員会、学級の係活動を活発にし、自主的・自律的な学級集団をつくる。
  - (4) 全教職員による、生徒指導体制を確立し、研修活動を推進する。
  - (5) 小学校・高等学校・家庭・PTA・関係諸機関との連携を密にし、問題行動を早期に発見し、効果的指導をする。
- これらを通して生徒の自尊感情を高めることにより、いじめの予防を行い、早期発見することを目標とする。

### 2 月別計画

月	指導内容	生徒指導重点項目	基本的生活習慣の定着内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新学年の決意，生活設計づくり</li> <li>○川島中学校スクールマナーの徹底</li> <li>○家庭の実態把握</li> <li>○各生徒の個性の把握</li> <li>○部活動への参加指導</li> <li>○自転車通学の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の生徒理解。</li> <li>・集団への適応を図り集団での役割を果たすことの重要性を理解させる。</li> <li>・指導体制を充実させる。</li> <li>・部活動の活動内容充実</li> <li>・交通ルールやマナーの大切さを指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正しい服装</li> <li>○時間を守る</li> <li>・5分前登校</li> <li>・1分前着席</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級づくり</li> <li>・一人一役</li> <li>・学級目標</li> <li>・班編成</li> <li>○トライングランセルフ</li> <li>○家庭訪問</li> <li>○健康診断</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒会への指導</li> <li>・校風の高揚と自主活動</li> <li>・交通安全宣言の実践と</li> <li>安全意識の高揚</li> <li>○学業指導…学業相談</li> <li>○進路指導…個性と適性</li> <li>○更衣指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の自主的な活動を促進する。</li> <li>・安全意識を高め，交通ルールとマナーの向上</li> <li>・学習意欲を高め，また高まらない原因を追究し向上や改善を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正しい服装</li> <li>・個別指導</li> <li>○あいさつ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通指導</li> <li>○自転車車両点検</li> <li>○更衣のための服装指導</li> <li>○Q-uテスト実施</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○梅雨期の衛生指導</li> <li>○規則遵守態度の確立</li> <li>○人権教育の推進と生徒指導</li> <li>○スマホ・携帯使い方教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不安や悩みの解消に努める。</li> <li>・心のブレーキとやる気を養う。</li> <li>・使い方の注意。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あいさつ</li> <li>○ルールやマナーを守った使用の指導。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭人権週間</li> <li>○生活調査「きみのこと教えて」</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談</li> <li>○部活動における対外試合での指導</li> <li>○夏季休業中の事前指導</li> <li>○水難・交通事故・非行防止についての指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との連携を密にする。</li> <li>・一学期を振り返り自分を厳しく見つめさせる。</li> <li>・生活にけじめをつけさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○時間を守る。</li> <li>○あいさつ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○問題生徒事前指導</li> <li>○教育相談</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期休業中の指導</li> <li>○水難・交通事故・非行防止についての指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気になる生徒の個別指導をする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○健全育成</li> <li>○危険個所の巡視</li> <li>○訪問指導</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏休みの体験発表</li> <li>○校内生活・交通安全の意識高揚</li> <li>○団体訓練の強化</li> <li>○社会性の高揚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川中祭などに参加することにより集団の一員としての自覚をもたせる。</li> <li>・学習指導の徹底を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正しい服装</li> <li>・個別指導</li> <li>・家庭との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級づくり</li> <li>・グループ再編成</li> <li>○交通指導</li> <li>○川中祭</li> </ul>

10	○更衣指導 ○防犯・非行防止の啓発 ○進路指導	・積極的に諸行事に参加する。 ・集団の一員として、自覚をもった行動がとれる。	○正しい服装 ○時間を守る。	○「悩み」調査、指導 ○生活調査「きみのこと教えて」
11	○人づくり ○人権教育の推進と生徒指導 ○生徒会役員改選と生徒会活動の指導	・生徒とのふれ合いを大切にし、特に言葉づかいに注意し、温かい人間関係をつくる。	○あいさつ ○言葉づかい	○家庭人権週間 ○教育相談
12	○教育相談 ○冬休みの生徒指導 ○進路指導の徹底	・P T Cにより生徒の総合的な理解に努める。	○時間を守る。	○役員改選 ○生徒総会
1	○一年間の生活目標の確立 ○安全指導（交通安全指導）	・「やる気」を大切にして、自主性を高める。	○正しい服装 ○あいさつ	○学級づくり ○登下校指導 ○生活調査「きみのこと教えて」
2	○進路指導の徹底 ○将来への抱負と決意	・自主性を育て、将来への展望をもたせる。	○あいさつ ○時間を守る。	○教育相談
3	○高校受験生への指導 ○就職生への指導 ○卒業生への生活指導 ○春休みの生活指導 ○新学年への心構え指導	・1年間の総仕上げ、評価・反省をする。 ・感謝の気持ちを育てる。	○基本的な生活習慣の総点検をする。 ○正しい服装 ○あいさつ ○時間を守る。	○卒業式 ○修了式 ○「学校いじめ防止基本方針」見直し

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

### ■基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、および他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### ■いじめの防止に関する基本的な考え方

#### ○ いじめの定義

いじめとは当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。(インターネットを通じて行われるものを含む)

#### ○ いじめに対する共通認識

教育活動全体を通じ、学校全体が一丸となって、全ての生徒に「いじめは絶対許されない」ことへの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。

具体的には、以下の基本的な考え方とする。

- (1) 教育活動全体を通じ、すべての生徒と「いじめは決して許されない」との共通認識を持ち、豊かな情操や道徳心、お互いの人権を尊重し合える態度など、人間関係を構築する能力を育成する。
- (2) いじめはどの生徒にも起こりうるという認識のもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全教職員で取り組む。

- (3) 些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員でかかわり、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守るとともに、教育的配慮のもと、加害生徒にも毅然とした態度で指導する。

## ■学校および職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でのいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

---

### ■基本施策

#### (1) いじめの未然防止

- いじめ問題への取り組みにあたっては、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」をめざす未然防止の活動は、すべての教職員にとって日々実践することが求められる。また、学校生活の中で起こる生徒同士の日常的なトラブルが、いじめへと発展していくことのないように未然防止を図る必要がある。
- (ア) 学校の最重要目標の一つとして弱い者に対しいじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- (イ) 保護者ならびに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (ウ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、毎月実施している生徒集会の中での意見交流の場で、いじめに関する自分の思いを語る機会を設ける。
- (エ) 常日頃から「いじめを許さない」ということを授業や集会を通して繰り返し指導し、生徒や保護者が学校を信頼し、安心して学校生活を送れるような基盤を作る。
- (オ) 学級・学校運営を充実させ、互いに認め合い、支え合う集団を育てる。
- (カ) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を実践し、思いやりの心や規範意識が身につくような指導を継続して行う。
- (キ) 必要に応じて学年集会や全校集会を開いて、生徒に日々の自分の言動を振り返り、反省させる機会をつくる。また生徒自らがいじめについて考え、主体的にいじめをなくす態度を育てる。
- (ク) 学級内に規律を持たせ、係活動や班活動でいじめを生んでしまう土壌を作らないようにする。
- (ケ) 生徒会執行部、人権委員会を中心に「いじめ防止」を目的とした呼びかけを行う。
- (コ) 過去のいじめ事例をもとに全教職員で事例検討を行い、未然防止に役立てる。
- (サ) 日頃から関係機関と連携を強化しておく。
- (シ) インターネットを通じて行われるいじめに対する「情報モラル教育」を推進する。
- (ス) いじめそのものである「いじめの芽」や「いじめの兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと捉え、いじめを見落とすことがあってはならない。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知する。
- また、いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いていることであると考え、正確に認知し、しっかりと対応していく。

## (2) 早期発見のための措置

いじめは、早期発見・早期対応が早期解決につながる。そのために、日頃から教職員と生徒の信頼関係の構築を心掛け、全教職員が自覚と責任を持って、生徒が発するサインを見逃さず適宜対応に努める。

### (ア)いじめの調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施する。

- ◇生徒対象の生活調査「きみのこと教えて!」 年間3回(6月・10月・1月)
- ◇教育相談をととした生徒からの聞き取り 年間3回(7月・11月・2月)
- ◇全教職員による毎月のいじめ認知調査
- ◇Q-u テストによる実態調査

### (イ)いじめ相談体制

生徒および保護者がいじめに関する相談を行うことができるように次のように相談体制の整備を行う。

- ◇スクールカウンセラーとの連携
- ◇生徒共通理解のための会「ほうれんそうの会」の設置

### (ウ)いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈せず、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察して確認する必要がある。

### (エ)インターネットを通して行われるいじめに対する対策

生徒および保護者が、インターネットをとおして行われるいじめ防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を実施する。

特にインターネットを通じて行われるいじめに関しては、生徒からの情報によるところが大きいいため、いじめに関する情報が早期に得られるよう、生徒との信頼関係構築を図る。

### (オ)始動時の留意事項

- ①「いじめかもしれない」という姿勢で初期対応に当たる。
- ②「一般的ないじめ行為」か「重大事態」かを判断し、状況に応じた対応をする。
- ③関係機関と連携し、「いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援」「いじめを行った生徒に対する指導」「いじめを行った生徒の保護者に対する助言」を区別して適切に行う。

## 3. いじめ防止等の対策のための組織と重大事態への対処

---

### ■いじめの防止等に関する措置

#### (1) いじめの防止等の対策のための組織「生徒指導委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置する。(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任(生徒指導担当) 特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

(活動)

- ①いじめの早期発見に関すること。
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

## **(2) いじめに対する措置**

- (ア) いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかに事実有無の確認を組織的に行う。
- (イ) いじめの事実を確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめをうけた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。いじめられた本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談に適切に対応する。また、スクールカウンセラーなどの専門家とも連携しながら進める。  
いじめられた生徒に安心して教育を受けられるように必要な措置をとる。また、いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導や心のケアを継続的に行う。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 事案によっては、県教育委員会と連携し「阿波っ子スクールサポートチーム」や「学校問題解決支援チーム」の派遣を要請したり、外部専門家の力を借りたりして対応する。犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会および警察等と連携して対処する。
- (カ) いじめが起きた集団に対する働きかけを学校全体で行う。

## **■重大事案への対処**

重大事態とは、①いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。又は、②いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。この2つの少なくともいずれか一方に該当する場合をいう。

重大事態が発生した場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、吉野川市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

## **■学校評価における留意事項**

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、次のことを学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

年度末に「学校いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止プログラム」、「いじめ重大事態への対応マニュアル」を見直し、改善する。